



平成 28 年 3 月 23 日

各 位

会社名 中央魚類株式会社
代表者名 取締役会長 伊藤 裕康
(コード番号 8030 東証第二部)
問合せ先責任者 取締役執行役員経理部部长 伊妻 正博
(TEL 03-3541-2500)

当社の連結対象会社における不適切な会計処理について

この度、当社の連結子会社株式会社ハウスイの連結子会社(持分比率 100%)である株式会社せんにち(以下「せんにち」という。)において、同社の従業員による不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。

現在、この不適切な会計処理による損失額の確定に向けて精査中ではありますが、現時点における調査の状況と今後の対応についてお知らせいたします。

株主の皆様をはじめ当社関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 不適切な会計処理の経緯

(1) この度、せんにちの元経理課長が、過去 3 年間にわたって、同社の仕入先からの請求書を偽造するなどの手法により、支払金を着服していた事実が判明いたしました。かかる着服の事実を受けて、せんにちは、同社の顧問税理士事務所及び公認会計士に対し、着服に関する事実関係についての調査を依頼したところ、平成 28 年 3 月 9 日に、同税理士事務所等より、上記着服の事実とは別に、平成 25 年 4 月の設立以降過去 3 年間にわたり、得意先との取引において、会計処理の誤りと見られるものも含めて、売上が過大に計上されていたとの報告を受けました。

当社としては、上記調査結果を受け、事実関係の確認と当社の業績への影響を確定するため、株式会社ハウスイ経理部による調査を行って参りましたが、このたび、上記税理士事務所等からの報告結果とほぼ同様の不適切な会計処理が行われていた事実を確認いたしました。

(2) 判明している不適切な会計処理の金額について(事業年度はせんにちの年度です)

① 当該経理課長の横領額が回収できない場合の損益への累計影響額	△ 28 百万円
第 1 期 (H25. 5 月 ~ H26. 3 月)	△ 6 百万円
第 2 期 (H26. 4 月 ~ H27. 3 月)	△ 13 百万円
第 3 期 (H27. 4 月 ~)	△ 9 百万円
② 売上金額過大計上等の不適切会計による損益への累計影響額	△ 121 百万円
第 1 期 (H25. 5 月 ~ H26. 3 月)	△ 83 百万円
第 2 期 (H26. 4 月 ~ H27. 3 月)	△ 12 百万円
第 3 期 (H27. 4 月 ~)	△ 26 百万円

上記の影響額については、現在精査中でありますので、確定次第開示いたします。

2. 今後の見通し

株式会社ハウスイは、現在、上記税理士事務所等による調査結果をもとに、当社及び株式会社ハウスイの会計監査人である監査法人和宏事務所の助言を得て、当社の過年度の連結財務諸表に及ぼす影響について社内調査を実施中であり、今月末には終了する予定です。社内調査の結果、金額その他の影響範囲が確定次第、その内容を速やかに開示するとともに、当社及び株式会社ハウスイの会計監査人の意見を踏まえて、本件の原因分析と再発防止策を講じる予定です。

なお、過年度の連結財務諸表に及ぼす影響額については、3年間合計で149百万円の減益の見込みではありますが、過年度の連結財務諸表を訂正するかどうかにつきましては会計監査人と協議中があります。

以 上